

## 2 令和3年度事業計画について

公益財団法人しまね文化振興財団

# 令和3年度 公益財団法人しまね文化振興財団

## 事業計画書

### 1. 基本方針

しまね文化振興財団は、「島根県文化芸術振興条例」や、文化芸術の多様性を生かし、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との関わりを意識した「文化芸術基本法」等の趣旨に沿い、島根県の伝統文化をベースにした多様な事業の発信を行うほか、次世代を担う子どもたちのための事業や社会包摂を意識した事業にも積極的に取り組みます。また「島根創生計画」で掲げられた、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会を作るため、島根県全域の文化芸術の振興を図っていきます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響は続くと予想されますが、文化芸術活動が停滞しないよう、新しい生活様式に対応した事業展開を行います。

### 2. 事業実施要旨

- (1) 指定管理施設（島根県民会館、グラントワ、風土記の丘）、管理運営受託（少年自然の家）は、引き続き施設の設置目的に沿って質の高いサービスを提供し、受託者としての責務を果たすとともに、その活動を通じ島根県の文化芸術の振興および児童・生徒に対する教育の一環を担っていきます。
- (2) 法人全体の事務の見直しと効率化を継続して進めていきます。また、働き方改革関連法の施行を踏まえ、働きやすい職場づくりを進めます。
- (3) 次期指定管理対応に向け、検証と課題解決に向けた構想を練っていきます。専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上のための研修を体系化し継続的に実施します。

### 3. 取組概要

#### (1) 事務局

##### ① 公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業

県民が、地域文化振興、芸術文化振興、国際文化交流を目的に行う文化事業を助成する「公益信託しまね文化ファンド」の事務局業務を受託し、申請書作成から事業後の手続き終了までサポートします。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限された文化団体からの相談が多数寄せられたことを受け、令和3年度限定の措置として、助成回数や助成金額等助成基準の緩和を行い、文化活動の継続支援策として実施する予定です。

採択団体をはじめ文化ファンドで接した団体・個人との連絡を絶やさぬことでネットワークを構築し、文化団体のハブとなるよう努めます。「助成事業記

録集」（毎年作成）を県内に広く配布することで文化ファンドの周知と採択団体の存在や活動を紹介していきます。

また、継続活動に対する助言やサポート、他の助成制度の斡旋やアドバイスをを行い、総合的な文化支援窓口としての役割を担っていきます。

他の中間支援組織と共同で開催している「助成金合同説明会」のオンライン配信など、新型コロナウイルス禍に影響されない周知・浸透方法を模索し、支援団体の掘り起こしに努めます。

○採択実績：令和2年度41件 採択金額35,500千円

○助成金合同説明会：4月、10月 県内各地で開催予定

## ②写真文化事業

島根ゆかりの写真家・並河萬里氏の写真・フィルムの保存整理やデジタルデータ化を進めるほか、島根県内外で展示や作品の貸出しを行います。

令和3年度は、荒神谷博物館と共催で並河萬里写真展「神遊び—写真家並河萬里と古代のまつり」を開催します。

○並河萬里写真展「神遊び—写真家並河萬里と古代のまつり」

会 場	開催期間(予定)
荒神谷博物館	令和3年3月26日(金)～5月10日(月)

## ③人材育成事業

専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上につながる研修や資格取得補助などを継続して行います。

○新規採用職員研修、公益法人会計研修

○専門分野の研修（舞台技術、学芸、アートマネジメント等）

○テーマを絞った研修

○施設運営上必要な資格の取得・更新費用の補助

## (2) 島根県民会館

### ① 管理運営方針

#### 第3期指定管理期間のテーマ

#### 「県民文化活動の拠点として「しまね文化力」創造のプラットフォームとなる」

「県民文化活動の拠点」である県民会館の機能を最大限発揮し、「文化の力でしまねを元気にする」プラットフォームの役割を担うため、5つの基本方針を掲げ管理運営を行います。

【5つの基本方針】
① 県民が質の高い文化芸術に親しむ場を提供する
② 県民の多様な文化芸術活動を支援し、地域・文化芸術団体の発展を支える
③ 地域の伝統や特色ある地域文化を発掘・発展させ、新しい文化芸術を創造する
④ 県民の豊かな文化芸術活動を育成するため、新しい創造の芽を育む機会を提供する
⑤ 地域・学校・文化芸術団体・公立文化施設等と連携し、県内に文化芸術活動を展開する

この基本方針に基づき、文化事業・文化芸術活動の支援・広報利用促進事業・貸館事業の各事業を展開します。特に新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術に触れる機会が減っていることから、文化の灯を絶やさぬよう、新しい生活様式に対応した県全体の文化振興を図る内容で展開していきます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症への対応が必要となることから、利用者、職員、各種業務従事者など、県民会館に関わる人すべてが安全に利用できるよう感染防止対策を継続して行います。

また、新型コロナウイルスの影響により昨年度中止や延期を余儀なくされた催事のうち、令和3年度に改めて計画されているものが少なくありません。問い合わせが多いオンライン配信などの対応に必要な体制を整えていくなど、感染状況に配慮しつつ、可能な形で催事を開催いただけるよう努めていきます。

### ② 文化事業

#### 令和3年度テーマ

#### 「文化芸術による新たな価値の創出」～文化芸術による地域創生～

鑑賞事業、育成事業、創造事業の循環サイクルによる事業展開を柱に、コロナ禍で活動が停滞した地域が再び元気を取り戻すべく、感染症対策にも留意し、県民の活力となる舞台芸術の取組みを充実させていきます。

また、県内全体の文化振興をけん引する拠点施設として、県内活動団体の支援にも力を入れ、ホールでの収録配信を行う「SHIMANE ARTIST STAGE」や「県

内アーティスト発信公演」を実施し、活動発表の場を積極的に提供していきます。

さらに、県民会館では、ここ数年、総合芸術のオペラを教材としながら舞台技術向上のための研修を重ねてきているところですが、県在住のオペラ歌手によるミニコンサートが開催されるなどアーティスト自身の活動も盛んになりつつあり、本格的なオペラ公演への気運が高まっています。そこで、令和3年度から2ヵ年をかけ、県民会館としては初となる県民主体の本格オペラ公演制作に向け事業を実施します。総合プロデューサーには、ヨーロッパで活躍するオペラ演出家の高島勲氏を招き、一流のクリエイターとともに県内の声楽家、合唱団、オーケストラ、舞台技術者まで幅広く参加してもらうほか、機運醸成のために離島や中山間地でのミニコンサートやワークショップなども実施する予定です。

また、文化芸術や劇場の特色を活かした共生社会の実現を目指す取り組み「インクルーシブシアター・プロジェクト」は、令和2年に設立された「島根県障がい者文化芸術活動支援センター アートベースしまねいろ」やグラントワとも連携し、石見地域や隠岐なども含め広く県域展開していきます。

#### a 鑑賞事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	劇団四季 「The Bridge～歌の架け橋～」	大ホール	8月30日(月)
	島根県民会館 名画劇場	中ホール	通年
館外	地域ステージ（2～3箇所）	県内文化施設	8月～2月
	しまね映画祭	県内各地	9月～11月

#### b 育成事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	舞台芸術アカデミー	中ホール 他	通年
	ステージクリエイター養成講座 （次世代育成）	中ホール 他	通年
館外	インクルーシブ アウトリーチ	福祉施設等	
	文化芸術による子供の育成事業	県内学校 35校	6月～2月

#### c 創造事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	インクルーシブ・シアター・プロジェクト	大ホール他	通年
	県民オペラ制作	大・中ホール他	通年
館外	県民オペラ・ミニオペラ公演	隠岐の島町	10月
	しまね映画塾	江津	6月～11月

### ③文化芸術活動支援事業

公立文化施設や文化芸術団体・個人、NPO法人、実行委員会などの主体性を尊重し、活動しやすい環境を整備する取組みを柱に実施します。また、舞台芸術を支えるため、各種講座の開催、市町村施設を支えるための公演相談など、これまでのノウハウを活用した支援に力を入れていきます。特に、舞台作りを支える舞台技術者が減少しているため、技能や技術を習得できる研修会の開催などの学べる機会の提供を行うため、助成金の活用や外部機関と連携し、舞台技術者の育成にも積極的に取り組みます。

#### a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援

舞台技術等の専門職員のノウハウや事業をコーディネートするなかで培った経験を広く県民、文化芸術団体に提供することで、プラットフォームの役割を担っていきます。

- 相談窓口・公演支援
- 団体支援（しまね映画祭事務局、島根県公立文化施設協議会事務局、アウトリーチネットワーク他）
- 学校活動等支援（島根大学連携、島根県立大学連携、高等学校文化連盟等）

#### b 公立文化施設等との連携強化（能力向上から拡充）

県内各地にある公立文化施設を活性化するため、各施設との連携を強化し、文化芸術活動が盛んになるよう支援を行います。

- 公立文化施設協議会
- ステージテクニカルアカデミー  
舞台技術スキルアップ実践講座
- 地域ステージ
- 県民オペラ・ミニオペラ公演
- 県内アーティスト発信公演

#### c 活動を支援する人材の育成

アートマネジメントや舞台技術を学ぶ機会を設け、地域での活動を担う専門人材の育成を図ります。また、島根県職業能力開発協会が行う舞台に関する国家試験に試験官を派遣するなど、地域を支える人材の確保に努めます。

- アートマネジメント講座
  - \*2021年度は、ホールの事業担当者やフリーのプロデューサー、NPOなどに向けて、障がいのある方も参加しやすい舞台公演やイベント開催についてのマネジメント講座を実施予定です。
- ステージテクニカルアカデミー
- 舞台技術研修会

○スタッフ研修会

#### d 芸術文化情報の収集・提供

県民に文化芸術を身近に感じていただくため、県内の文化情報収集・提供や県民会館の情報誌発行等を行います。

○島根県民会館情報誌「シマカル」発行、WEB 情報発信

### ④ 広報・利用促進事業

県民文化活動の拠点となる県民会館の役割を発信し、文化芸術活動の裾野が広がるような情報発信を目指していきます。また、会館の活動に対する県民の理解促進を図り、来館者や利用者の獲得に努めます。

#### a 広報事業

ホームページ、SNS、紙媒体などでの広報や地域と連携した賑わい事業などを通じて、親しみやすさや魅力発信に努めます。

#### b 誘客促進事業

ロビー・屋上などを使い、年間を通じて、老若男女を問わず様々な方に賑わいの場を提供するよう努めます。

#### c 入場券の販売促進

インターネット上でのチケット販売を進める取組みを行い、県民の方がチケットを買い求めやすい環境整備に努めます。

#### d 地域との連携

松江城の向かいという立地もあり、観光関連のイベント、周辺地域で開催される取組みと連携し、地域の活性化に努めます。

#### e 利用促進

稼働率・利用料金収入目標

施設名	令和3年度目標	指定管理申請時の目標
大ホール	55%	66%
中ホール	59%	71%
楽屋	22%	27%
会議室	38%	46%
展示・多目的ホール	38%	46%
リハーサル室	60%	72%
利用料金収入	60,000,000 円	72,400,000 円

## ⑤貸館事業

県民文化活動の拠点として活発に利用される施設を目指し、簡易な料金表の提示や適切な減免を行い、利用者にとって使いやすく公平な貸出に努めます。また、新型コロナウイルスの影響による予期せぬ利用の延期や中止に柔軟に対応するほか、島根県からの指示や要請に基づき、利用中止による利用料の還付や収容人数制限による減免、休館措置などに対応し、感染拡大防止に努めます。

### a 利用料金の設定、料金表

- 利用を検討しやすい料金表  
冷暖房料を含んだ料金表、モデル料金表の提示
- 割引料金の設定を継続適用  
割引料金により年間を通じた利用促進
- 延長料金の継続適用  
開館時間外の利用者サービス体制を維持するため延長料金を徴収

### b 減免の基準

- 5割減免  
次世代を担う子供たちの豊かな感性や創造力を育む機会を提供するため現行どおり小・中学校の行う教育的・文化的な催し物に加え、保育所及び幼稚園が行う教育的・文化的な催し物も未来への投資として5割減免します。
- 文化活動についての減免（2割・3割減免）  
島根県文化団体連合会加盟団体の行う文化活動を始めとする県民の主体的な文化活動について減免を行うほか、通常は一年前からの予約受付を1-3ヶ月前から優先的に受け付け、重点的に支援します。
- 公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するものについての減免（2割減免）  
公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するもので、広く県民福祉の向上に資するものについて、2割減免を行います。

### c その他

#### 減免規程（利用料金の減免 条例第15条）

##### 第5条

条例第15条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書（様式6号）を、利用申込を行う際に提出しなければならない。

- 2 利用料金を減免する対象事項と減免率は、次のとおりとする。



減免対象事項		減免率
1	教育委員会、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所（以下「保育所」という。）又は学校教育法第 1 条に定める学校（以下「学校」という。）が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5 割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒（ただし、中学生を除く。）及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2 割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業	3 割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間 4 回以上行う芸術文化鑑賞事業。（鑑賞団体対象）	2 割
5	芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体（公益団体等）が行う芸術文化公演事業。（NPO 等の法人・団体を対象とする）	2 割
6	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化（公演・展示）事業。	2 割
7	月 2 回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。（教室を対象とする。）	2 割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2 割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2 割
<p>〔備考〕</p> <p>1. 1 号 2 号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。</p> <p>2. 1 号、2 号において、鑑賞を目的として、乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000 円以下」の使用料とする。</p> <p>3. 1 号で定める乳幼児、小学生又は中学生、2 号で定める生徒又は学生の両方を対象として教育的、文化的な催し物を行う場合、2 号を適用する</p> <p>4. 6 号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。</p>		

## ⑥利用者サービス向上

すべての県民が等しく文化芸術に親しむことのできる場の提供を目指し、利用者サービスの向上に努めていきます。

### a 利用者サービス向上策

- チケット販売（キャッシュレス決済の拡充）
- 施設利用予約、代替施設の紹介
- 観光案内、周辺エリアの紹介
- 舞台相談窓口の運営

### b 苦情等トラブルの未然防止と対応策

毎日行う朝礼では、施設内で開催される行事や注意事項の職員周知を行い、ト

ラブルの未然防止や対応策の情報共有を図ります。

#### **c 利用者等の要望の把握及び対応策**

アンケート・懇談(意見聞き取り)・メール・会話等から得られた内容を整理し、要望の把握に努めます。課題として認識されたものは、館長・課長を中心に対策を協議し迅速な対応を行います。

#### **d 利用時間、休館日**

午前9時から午後10時まで

毎月第2・第4月曜日(祝日と重なる場合は、その翌日)、年末年始(12/29～1/3)、点検等のための臨時休館日

#### **e 新型コロナウイルス感染防止対策**

- 機械式空調機による外気導入利率の変更(換気管理)
- 職員はマスクの着用
- 非接触型検温器の貸出し
- 自立型検温器の貸出し
- 座席カバーの貸出し
- 72時間以内の利用には、客席消毒を実施
- 打合せ時の検温管理、手指消毒等の実施
- ドアノブ、スイッチなど、定期的な消毒
- 長時間利用される調整室など、UVC照射によるウイルスの不活性化
- オンライン打合せなどへの対応
- 映像配信への技術的な対応
- ソーシャルディスタンスを保った貸出し対応  
(月はじめの予約抽選日には、利用受付場所を変更して対応)
- 会議室利用者へは、アルコールティッシュの貸出し
- 鍵の消毒
- 換気ができない貸し施設の一時的な利用停止(203会議室)

#### **⑦施設の維持管理・危機管理**

築53年となる建物で施設の老朽化・陳腐化が進んでいます。そのため、設置者である県と協力し、早期に改修がなされるよう計画づくりを進めてきたところです。年度ごとに行う点検・修繕にも力を入れ、県に施設の状況を適宜報告し、必要な措置を取っていただくことで、利用者にご不便をおかけすることがないよう努めていきます。

## a 個人情報の取り扱いについて

### (a) 個人情報の取得

利用目的を明らかにし適正な方法で取得します。

### (b) 個人情報の利用

個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用します。

### (c) 個人情報の管理

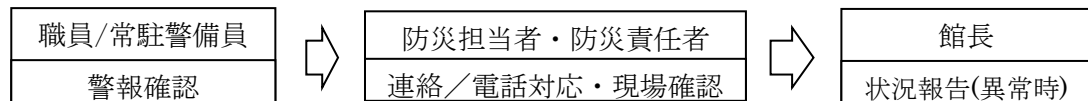
必要な安全対策を実施します。

## b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について

### (a) 危機管理マニュアルの整備

基本	危機管理マニュアル		
	事故	テロ・騒動	自然災害
・基本方針 ・判断基準・行動基準 ・基本組織体制 ・危機管理教育 ・危機管理関連書類 ・危機管理関係予算及び執行	・火災 ・停電 ・人身事故 ・設備損壊 ・周辺施設の事故	・不審者侵入 ・爆破予告、爆弾騒動 ・悪臭騒ぎ ・感染症 ・嘔吐物対応	・地震 ・風水害
			新型コロナ対応 ・職員感染 ・貸館対応

### (b) 緊急時の対応



### (c) 防災対策

建物・設備の日常点検を通じて、被害が最小限になるように努めます。  
また、消防訓練等の訓練を通じて、職員が適切な対応を取れるように努めます。

### (d) 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

国、県の方針に基づき作成された、新型コロナウイルス業種別ガイドラインを基に、会館の事情も踏まえたガイドラインを提供します。

(2020年9月制定、適宜改正)

### (e) 体調不良者対応フロー

利用当日に体調不良等が発生した場合の対処について定めたフローチャートにより、利用者への更なる感染拡大防止を図ります。

## c 施設の維持管理について

○設備の定期的な保守点検の実施、警備・清掃業務の日報報告、職員による日常的な自主保守点検を実施します。

- 施設維持の委託先との連絡を密に取り、円滑な施設運営に努めます。
- 舞台設備の点検日程を可能な限りまとめて効率の良い保守点検を行うために、ホールの集中保守点検日を設けます。

#### **d 経費の効率的な執行**

##### **(a) 環境負荷低減への取組み**

- 環境マネジメントシステムへの対応  
仕様書で示された「環境マネジメントシステム」への対応を踏まえ、環境負荷低減に向けた取組みを継続します。

##### **(b) 維持管理費の堅実な執行**

- 固定費の縮減
  - ・日常業務のこまめな管理により、固定費の縮減に努めます。
- 維持管理・修繕・更新コストの抑制
  - ・修繕を行う際は、長寿命・高耐久の性能を持ち、日常的に入手可能な部材選定を基本とします。
- 点検費用の縮減
  - ・保守点検内容は、年度ごとに見直し点検費用の縮減を図ります。
- 機械警備による効率化
  - ・夜間警備は機械警備を導入するとともに常時1名が常駐して、警備の効率化を行っています。

#### **e 外部委託・進行管理**

##### **【進行管理方法】**

- 仕様書は、業務に求める内容、要素を明確にします。
- 作業報告書の提出、現場確認をします。
- 事前協議の場を設け、職員と情報を共有します。
- 日常的な連絡に努め、双方のコミュニケーションを図ります。

### **⑧ サービス提供体制**

#### **a 方針**

安心安全な施設運営を行い、明確な指揮命令のもと、迅速かつ適切な事務処理ができる組織構成を目指します。

#### **b 職員の研修計画**

##### **(a) 職員の資質向上研修**

- 職員階層別に必要な時期・部署に応じた研修を実施します。

**(b)サービス向上を図るための接遇研修**

- サービス向上を図るための接遇研修・職場内で行う集合研修・OJT研修・他の研修機関での研修・他の職場の訪問研修などを実施します。

**(c)専門人材研修**

- アートマネジメント研修・全国公立文化施設協会・公共劇場舞台技術者連絡会等が主催する舞台技術研修などへ参加します。

**(d)セクシャルハラスメント・パワーハラスメント研修**

- セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のため相談員を設置します。
- 全職員に徹底するための研修を実施します。(随時)

**(e)人権・障がい者支援研修**

- 人権研修・障がい者への合理的配慮等を学ぶ研修を実施します。(年1回)

**⑨有料駐車場管理業務**

県民会館利用者の利便性向上を図るため、設置されている駐車場の管理運営を行います。駐車場においても時代のニーズに合わせた対応が求められており、クレジットカード・電子マネーなどの非接触型の精算方法への対応や新・500円硬貨発行への対応などに取り組んでいきます。

### (3)いわみ芸術劇場

#### ①管理運営方針

##### 第3期指定管理期間のテーマ

##### 「しまね文化力」構想の実現

～文化の力によって人を育み、心豊かで魅力ある元気な島根に～

##### 令和3年度の重点テーマ

#### 「連携」「協働」「交流」による文化芸術の創造と発信

- (1) 石見地域の芸術拠点としての役割を果たす。
- (2) 複合施設の利点を活用して新しい文化の創造と発信を目指す。
- (3) お客様サービスの更なる向上と文化活動による地域活力の醸成を目指す。
- (4) 障がい者の芸術文化活動普及支援・鑑賞支援を図る。

指定管理第3期7年目の令和3年度は、コロナ禍における新しい生活様式を意識した取り組みが求められます。また、11月からは大ホール・小ホールの客席天井の耐震工事が始まります。傍らでは1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定で、日本が世界から再度注目される年でもあります。

このような状況の中、美術館と劇場の複合施設という特色を活かした活動を継続し、県内の文化施設や各種団体等との「連携」「協働」「交流」を積極的に図り、島根の伝統文化や質の高い様々な芸術文化に取り組み、その活動状況を発信すると同時に、障がい者の芸術文化活動普及支援・鑑賞支援を図ることにより、多様性の尊重と相互理解の推進を図ります。

また、来館者や利用者の満足度向上に向けて、ホスピタリティスピリットを高め、コロナ禍の中、安心して来館いただけるように快適なセンター運営に努めます。

#### ②文化事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動が困難な状況にある県内の文化団体や伝統芸能団体と協働し、フェスティバル事業やオンライン配信の活用等により発表機会を設けるほか、11月からの大小ホール休館期間に合わせ、石見地域の市町ホールと連携した館外での鑑賞事業を実施し、県内文化活動の維持継続に努めます。また、令和2年に「島根県障がい者文化芸術活動支援センター」が設立されたことを一つの契機と捉え、今後の劇場の役割として期待される社会包摂機能の意義や可能性を探る研修事業や、継続して行っている特別支援学校へのアウトリーチ事業等を通して、誰もが芸術文化を享受しやすい環境づくりに取り組みます。

**鑑賞事業**では、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から延期

となったホール公演を中心に感染症対策を徹底しながら鑑賞機会の提供に努めるほか、11月からの大小ホール工事休館に合わせ、これまで継続に行っている学校や福祉施設へのアウトリーチ事業に加え、石見地域の市町ホールと連携した事業を複数開催することで、鑑賞機会の地域間格差を是正するとともに、各地の状況把握や新たな関係づくりを行うことで、今後の石見地域全体の文化振興への足掛かりとします。

**育成事業**では、「島根県障がい者文化芸術活動支援センター」と連携した研修事業開催により、障がいを持つ当事者や支援者、関係団体とのネットワーク作りを進めるほか、特別支援学校へのアウトリーチ事業を継続して実施します。また、劇場のフランチャイズ芸術団体4団体の育成や、次世代の活動者である子ども向けの事業を継続します。

**創造事業**では、当財団が過去2回松江市において開催した『しまね演劇フェスティバル』を石見地域で初開催し、演劇を中心とした県内文化団体の発表機会を創出し、石見地域では活動人口の少ない演劇分野の活性化を図ります。加えて、オンライン配信の活用やグラントワが継続して取り組む伝統芸能や合唱の事業を通じて、新型コロナウイルスによって停滞・縮小が懸念される県内文化活動の支援や新たな発信を目指します。

#### a 鑑賞事業（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	ロバの音楽座「わいてくるくるおんがっかい」	6月20日(日)
	キエフ・クラシック・バレエ	10月
	高嶋ちさ子 12人のヴァイオリニスト	10月
	グラントワシアター（10月は映画祭益田会場）	4～10月
センター外	いわみステージ（ホール小・中規模鑑賞事業）	通年
	劇団四季ファミリー・ミュージカル	10月31日(日)
	芸術家派遣事業（学校、公民館、福祉施設など）	通年

#### b 育成事業（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	フランチャイズ芸術団体育成 〔グラントワ合唱団、グラントワ・ユース・コール〕 〔島根邦楽集団、グラントワ弦楽合奏団〕	通年
	いわみ舞台塾・いわみキッズ塾	通年
	鑑賞者育成事業～グラントワアートサロン	通年
センター内外	バリアフリー系研修事業（名称調整中）	調整中

センター外	バリアフリー系アウトリーチ事業（名称調整中）	調整中
-------	------------------------	-----

### c 創造事業（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	しまね演劇フェスティバル2021	9月18(土)～20日(月)
	合唱のまち益田 うたのコンサート	10月
	しまね伝統芸能祭2021	調整中
	Museum×Theater ミューシア	8月、1月

## ③文化芸術活動支援事業

石見圏域の拠点施設として、県民、文化芸術団体の文化活動を支援し、質の高い公演の場を提供するとともに、文化芸術活動を支える人材を育成します。また、文化芸術に関する調査や情報の収集・提供を行います。

### a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援

#### ○企画制作の側面からの支援

- ・いわみダンスプロジェクト 2021、アマチュアミュージックフェスティバルは、実行委員会と劇場が共同で企画運営し、公演の場を提供します。
- ・益田糸操り人形はオンラインを活用した養成講座の実施をサポートすることにより、活動の安定化と後継者育成、復活演目の上演実現を目指します。

#### ○舞台技術の側面からの支援

- ・利用者の要望を実現させるための舞台技術による演出方法の提案や、施設の機能を最大限に活かした舞台づくりを行うための支援を行います。
- ・施設利用者と催事運営について綿密な進行計画の打合せを行い、主催者ならびに観客の満足度の高い公演を成功させるための支援を行います。
- ・年度後半からの工事休館に向けて、ホール休館中の文化活動支援に向けた体制を整えます。

### b 公立文化施設等の能力向上

#### ○企画制作の能力向上方法

- ・他の施設に対するアドバイス、他の施設職員も参加して行うアートマネジメント研修会などを行います。

#### ○舞台技術者の能力向上方法

- ・圏域各施設の職員と舞台技術や施設管理の情報交換を行い、地域の文化施設の活性化に努めます。
- ・島根県民会館と連携し、県内・圏域の舞台技術者の能力向上につながる研修を行います。



- ・学校や公民館、福祉施設等に於けるアウトリーチ公演の技術サポートを通して、石見地域への支援体制を充実させ、舞台技術の人材育成、技術指導、研修、アドバイスなどを行います。
- ・地域伝統芸能の舞台演出効果を高めるための効果的な機器の活用法や技術を圏域の団体に伝えます。

### c 文化芸術活動を支援する人材の育成

#### ○財団職員の育成

- ・各種研修会や公文協などの研修会へ参加し、人材育成に努めます。

#### ○ボランティアスタッフの育成

- ・視察研修・各種研修を実施してスキルの維持やモチベーションの確保に努めます。
- ・ボランティアのミーティングへ職員も参加し、意思疎通に努めます。
- ・賑わい創出の事業をボランティアと協働して行います。

#### ○舞台を支える地域人材の育成

- ・個人・団体に向けた舞台スタッフスクールを開催し舞台技術への関心を高め、地域の文化活動の活性化につなげます。
- ・バックステージツアーや小中学校、高校などの教育機関にむけた施設案内を行い、舞台技術・舞台設備についての知識等を一般県民へ伝え地域の劇場の魅力を伝えます。
- ・職場体験やインターンシップの受け入れを積極的行います。

### d 芸術文化の情報収集及び提供

- 全国的なネットワークや機関を活用して情報収集（全国公立文化施設協会・劇場音楽堂等連絡協議会など）を行います。
- 各種文化情報誌や文化芸術ポータルサイトへの情報提供を行います。
- メディアを活用した情報提供（プレスリリース等）を行います。
- 利用者や県民に向けて、イベントカレンダーの発行、ポスター掲示やパンフレット配架、チケット販売、インターネット（website、SNS等）を活用して文化情報を提供します。

## ④ 広報・利用促進事業

美術館展覧会や劇場公演事業といったコンテンツ（ソフト面）と、建物の建築的価値や設備の優秀性（ハード面）の両面からグラントワの魅力を広く発信し、館としての認知度向上と誘客促進に努めます。

コロナ禍にあっては従来通りの規模や内容での事業実施は難しい状況ですが、新しい発想や工夫を凝らし「今できること」を実施・発信します。

また、11月から始まる大小ホールの耐震工事により、お客様の「劇場離れ」が懸念されますが、島根県西部の芸術文化拠点としてのグラントワの姿を発信し、県民の皆様の理解を得ながら工事終了を楽しみに待っていただけるよう情報発信に努めます。

#### a 美術館広報

##### ①企画展「ファッション イン ジャパン 1945-2020—流行と社会」

2021年3月20日(土)～2021年5月16日(日)

##### ②企画展「杉浦非水 時代をひらくデザイン」

2021年7月3日(土)～2021年8月30日(月)

##### ③企画展「河井寛次郎と島根の民藝」

2021年9月11日(土)～2021年11月1日(月)

##### ④企画展「美男におわす」

2021年11月27日(土)～2022年1月24日(月)

#### (a) ターゲットの明確化と戦略的な広報展開

学芸員等と広報戦略会議を重ね、ターゲットや重点エリアを明確化し、戦略的な広報を展開します。

#### (b) マスメディアの活用

テレビ、新聞等のマスメディアを活用し、スピーディー且つ広範囲に届く効果的な広報を展開します。広島・山口からの誘客も視野に入れ、広告・宣伝の効果を高めます。

#### (c) センター誘客イベントの開催による美術館への誘客促進

「グラントワ eco マーケット 2021」や「きんさいデー」等のセンター誘客事業を開催し、美術館への誘客促進に取り組みます。

#### (d) 学校等との連携による子どもたちの入館促進のための取り組み

ア 高校生・中学生を対象とした取り組み

(ア) 高校や中学校の生徒に団体に入館いただく営業活動

(イ) 学校行事で劇場を利用される学校への営業活動

イ 小中学生を対象とした取り組み

(ア) 近隣市町と連携し、在住の全小中学生に特別鑑賞券を配布

(イ) 企画展の子ども向け解説ツールを作成し、圏域の児童・生徒へ配布

ウ 保育園・幼稚園を対象とした取り組み

(ア) 近隣の幼稚園・保育園への営業活動

(イ) 行事で劇場を利用される幼稚園・保育園への営業活動

#### (e) 自治体や地元企業、関係団体との連携

文化団体や地元企業、関係団体と連携し、企画展ポスターの掲示やチラシ

の配布、前売券販売、センター誘客事業等を行います。

(f) 福祉施設や障がい者施設との連携

近隣市町の福祉施設と障がい者施設へ団体入館の営業活動を行います。

**b センター広報**

(a) グラントワ・ニュースやイベントスケジュール等の定期刊行物を発行し、全国へ発送します。

(b) 自治体等の広報誌やタウン情報誌等の媒体を活用し、情報発信を行います。

(c) ホームページや、フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、常に新鮮な情報を発信します。

(d) テレビ・新聞などの報道各社に、プレスリリースの発送や事業説明会（記者レクチャー会）を開催し、マスメディアへのタイムリーな情報発信を行います。

(e) 観光情報説明会や県人会など、県内外で行われる各種イベントや会合等に参加し、センターをPRします。（※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、参加せずにチラシ類を送付）

**c センター誘客事業**

センターを利用した様々なイベントを開催し、誘客を図ります。

事業名	会場	開催予定日
グラントワ eco マーケット 2021	中庭広場ほか	5月1日（土）
七夕飾り	センター内	7月上旬
グラントワ探検ツアー	大ホールほか	調整中
開館記念感謝祭 きんさいデー	中庭広場ほか	10月10日（日）
グラナリエ 2021	中庭広場ほか	11月～12月
その他随時、実行委員会などで行う中庭イベント	中庭広場ほか	随 時

**d 入館者目標**

センター全体 210,000人（新型コロナ、耐震工事による影響を反映）

センターへの入館を促進するため、下記の取り組みを行います。

**e 入場券、観覧券等の販売促進**

○前売券の効率的・効果的な販売

・コンビニエンスストアや各種団体の会報誌を介した前売券販売を行います。

○ミュージアムパスポートの販売促進

・展覧会の魅力を発信し、リピーターの獲得に努めます。

- 「ホール友の会」の会員継続と新規獲得
  - ・耐震工事が終了した後も会員を継続や新規入会していただけるよう、工事期間中も劇場事業の魅力を発信します。
- 非接触型決済対応
  - ・新型コロナウイルス対策のため令和2年度末にキャッシュレス決済を導入。多様な支払い方法に対応し、引き続きお客様満足度向上に努めます。

#### **f 県(学芸員等)との連携**

- 企画展ごとに広報戦略会議を開催し、学芸部門と連携しながら効果的な広報を展開します。
- 計画に基づいた活動をチェックし、成果と反省を次回以降の企画展広報に活かします。
- 企画展関連イベント等の運営を、県・学芸と協働で行います。

#### **g 地域との連携**

- 自治体、関係団体との連携
  - 近隣自治体と連携し、広報誌への情報掲載やポスター掲示、チラシの配布等を行います。また、近隣市町在住の小中学生の美術や劇場公演に対する関心を高め、来館しやすい環境を提供する活動を行います。(石見美術館特別鑑賞券、キッズ&ユースのための芸術鑑賞事業、バス代助成等)
- 保育園・幼稚園、小中高等学校等と連携し、きめ細かい情報発信と団体での来館促進に取り組みます。
- 地元企業や関係団体との連携
  - 文化団体や提携店、同業種組合、バス・旅行会社等、地元企業や関係団体と連携し、ポスター掲示やチラシの配布、チケット販売、誘客イベント開催等に取り組みます。
- グラントワボランティア会との連携
  - 発送作業や劇場公演時のフロント対応、館内を彩る生花等、ボランティア会と連携・協力しながらセンターの運営に取り組みます。
- 職場体験の受入
  - 職場体験や職場研修等を積極的に受け入れ、学校や行政、企業とともに地域の人材育成に取り組みます。

#### **h 利用促進**

- 耐震改修工事によりホールで催事ができない利用者に対し、スタジオ等での利用方法など代替案を提示し、営業に取り組みます。
- オンライン会議や映像配信等が可能な環境整備をアピールし、コロナ禍に

おける貸館利用の促進に取り組みます。

- 舞台技術支援などを通じて利用者の発掘・開発を行います。
- 文化事業の育成事業等を通じて利用者の発掘・開発を行います。
- 将来を担う若者の利用促進に取り組みます。
- ホール利用者が耐震改修工事期間中に外部施設を利用する場合の支援体制を整え、ホール再開時の継続利用に繋がります。

#### i 稼働率・利用料金収入目標

令和3年度も新型コロナウイルスの影響により、利用の低調が予想されるとともに、11月から始まるホール耐震改修工事により、ホールに付随した利用が出来なくなることから、稼働率と利用料金を以下のとおり見込んでいます。

施設名	令和3年度目標	令和2年度目標
大ホール (4-10月)	50%	60%
小ホール (4-10月)	50%	70%
スタジオ1	55%	75%
スタジオ2	65%	85%
多目的ギャラリー	50%	65%
利用料金収入	11,950,000円	23,500,000円

### ⑤貸館事業

県民の文化芸術活動の場として、利用者の利便性の向上と施設の有効活用を図りながら、公平な貸出に努めます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、島根県からの指示や要請に基づき、利用中止による利用料の還付や収容人数制限による減免、休館措置などに対応します。

#### a 利用料金の設定、減免基準

- 保育園・幼稚園や福祉団体の減免制度を周知し、更なる利用促進を図ります。
- お客様からの要望を受け止め、新たな利用方法を模索します。
- 平日の利用促進を図り、年間利用率の向上に向けて努力します。

	減免対象事項	減免率
1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所(以下「保育所」という。)又は学校教育法第1条に定める学校(以下「学校」という。)が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	3割

4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。	2割
5	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会、又はそれらの加盟団体が行う芸術文化事業。	2割
6	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が教養講座として認めるもの。	2割
7	月2回以上定期的にスタジオ1を文化団体が利用する場合で、理事長が認めるもの。	5割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2割
<p>[備考]</p> <p>1、1号、2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。</p> <p>2、1号、2号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000円以下」の使用料とする。</p> <p>3、5号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。</p>		

## ⑥利用者サービス向上

優れた文化芸術に親しむ場を提供するため、多様な来館者に対し、常に親切丁寧な受付や案内を心がけ、サービスの向上に努めます。また、新型コロナウイルスに関する最新情報の入手に努め、感染防止対策を徹底しお客様に安心して来館していただくためのサービス拡充も行っていきます。

### a 利用者サービス向上策

- (a) バリアフリー設備や備品の備えなど障がい者、高齢者等への支援と配慮
- (b) 公演時の託児サービスや授乳室など乳幼児や子育て親子の支援と配慮
- (c) センター見学者へ施設案内の充実
- (d) 観光客へ観光や交通情報の案内
- (e) 専門研修を受けた職員を配置し、お客様の要望に柔軟に対応
- (f) チケット販売や会員受付、利用料納付時のキャッシュレス決済手段の拡大

### b 新型コロナウイルス等の感染症対策

- (a) 美術館と劇場エリアではマスク未着用の方への配布や検温
- (b) 職員がエリア別に分担し、施設内の定期的な消毒
- (c) 施設内各所へ消毒液やアルコールティッシュの設置や利用者への配布
- (d) 体調不良や感染予防のための主催公演チケットの払戻し対応

- (e) 空調機の外気導入比率拡大や網戸設置による換気
- (f) ウイルス不活性化のための機器導入
- (g) 非接触型決済対応

#### **c 苦情等トラブルの未然防止と対応策**

- (a) 利用する施設の注意事項一覧を作成し、利用者と情報共有
- (b) 苦情・トラブル発生時の速やかな初動対応と、原因究明による業務改善
- (c) 県への迅速な報告と協議
- (d) 苦情・トラブルの情報集約と、職員間での問題共有
- (e) 苦情・トラブルは財団定例会や県との経営会議で検証し、改善策を検討

#### **d 利用者等の要望の把握及び対応策**

- (a) アンケートの実施による利用者の満足度の把握
- (b) お客様との対面による会話やインターネット、SNSを通じた意見聴取
- (c) 様々な意見や要望は、財団定例会や県との経営会議で検証
- (d) 全国の劇場、美術館等の参考事例や対応を共有

#### **e 利用時間、休館日**

- (a) 施設開館時間は、条例に基づき午前9時から午後10時まで
  - 劇場は午前9時から午後10時まで
    - ※劇場においては、利用者の要望により柔軟に対応
  - 美術館は午前9時30分から午後6時まで（令和2年度に変更）
- (b) センター休館日は、毎月第2及び第4火曜日（美術館は毎週火曜日。休日と重なる場合は開館とし、翌日以降の最初の休日でない日を休館とする）と年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）
  - ※ただし、来館者多数見込日は県と協議のうえ、休館日を変更
- (c) 令和3年度の石見美術館臨時開館日
  - 令和3年5月6日（木）--GW期間中の平日、企画展開催期間中
    - ※振替なし
- (d) 令和3年度のセンター臨時開館日
  - 令和4年1月3日（月）--年末年始帰省客対応、企画展開催期間中
    - ※令和3年12月29日（水）に振替

### **⑦施設の維持管理・危機管理**

#### **a 個人情報の取り扱いについて**

- (a) 個人情報の取得にあたっては、利用目的を明らかにし適正な方法で取得します。

- (b) 個人情報の利用にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用します。
- (c) 個人情報の管理にあたっては、必要な安全対策を実施します。
- (d) 個人情報保護士資格取得者を配置し、各部署に置いて個人情報の管理を徹底します。
- (e) 島根県個人情報保護条例第9条の2に基づき定められる協定書内容を遵守するとともに島根県情報公開条例第36条の規定についても遵守します。
- (f) 島根県情報セキュリティポリシーの内容を全ての職員ならびに外部委託事業者に浸透するよう努めます。

## **b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について**

- (a) 危機管理マニュアルの見直しや手順の遵守、県と連携の下、迅速に関係機関に連絡できる体制を構築します。
- (b) 訓練やシミュレーションを警察、消防、災害体験者を交えて実施します。
- (c) ゲリラ豪雨や大地震など突発的な危機を速やかに確認するように努めます。
- (d) 益田市の一時避難所として受入体制を確立します。
- (e) 警察等関係機関と定期的に情報交換を行い、不測の事故、犯罪を未然に防ぐように努めます。
- (f) 年間を通じ、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症対策、倒木防止の為に点検などを行い緊急時対応を検討します。
- (g) 全公文による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、施設の特性を踏まえ、利用者へのお願いとご案内を記した「いわみ芸術劇場ガイドライン」を提供し、感染状況に応じて今後も適宜改正して更新します。
- (h) 劇場利用者の中で体調不良等が発生した場合の対処方法を定めたフローチャート、財団が定めた職員等の感染疑い時のフローにより、感染拡大の防止を図ります。

## **c 施設の維持管理について**

- (a) 指定管理業務の仕様基準を確実に履行、達成します。
- (b) 点検・検査を適切、確実に履行します。
- (c) 省エネルギー対策の新たな取組みを検証・実施し、環境負荷の低減に取り組めます。
- (d) 中長期修繕改修計画や予防保全の取組みを徹底します。
- (e) 清掃部門、警備部門、テナントのショップ、レストランとも連携し、設備、備品の維持管理に努めます。
- (f) 利用者の多様な要望に応えるため舞台技術職員のスキルアップを図るとと



もに舞台施設を適切に管理・維持し利用者全てに安全・安心・良質な舞台芸術を振興します。

- (g) 安全性の確保を第一に、適切な舞台運用の操作、監督を行います。
- (h) 舞台・音響・照明の各機構や備品の適切な整理・維持管理に努めます。
- (i) 指定管理者の仕様書で定められた、舞台・音響・照明の各機構や楽器等の設備に対する保守点検委託業務を管理します。
- (j) 舞台・音響・照明の各機構や設備など中長期的な修繕改修計画の見直し検討を行います。
- (k) 特定天井改修工事またそれに伴う各工事に向けて、施設管理者として県・関係各所と調整します。

#### **d 経費の効率的な執行**

- ・ 利用料金の収入確保、増収に努力します。
- ・ 文化事業の増収に努力します。
- ・ 文化事業における公的補助金や民間助成金の獲得等ファンドレイズに努めます。
- ・ 経費削減、効率化に一層取り組みます。

#### **e 外部委託内容、進行管理**

- ・ 委託業務の確実な履行を確認し、課題を把握します。
- ・ サービス水準、ホスピタリティ管理を徹底します。
- ・ 業務評価の提出と委託管理としての評価を実施します。

#### **f グラントワボランティア会について**

グラントワボランティア会は、現在60名（延べ87名）の方々が在籍（令和3年2月1日現在）しており、11の部門毎に活動を行っています。今後も連携、協働を図っていきます。

- (a) 担当職員の配置と予算措置による活動の充実
- (b) ミーティングや研修会の参加、協力
- (c) ボランティア保険の加入による安心の確保
- (d) ボランティア活動特典の付与（活動時間をポイント換算し、劇場の文化事業補助券、レストラン・ショップ買物補助券と交換）
- (e) ボランティア活動状況の広報と新規会員の獲得
- (f) 桜のオーナー（49名）と協働した景観づくり作業

## ⑧サービス提供体制

### a 方針

- サービス向上や危機管理に対応するため、様々な課題に対応できる組織体制とします。
- 芸術監督やアドバイザーのノウハウを特色ある劇場の事業運営に活かします。
- 必要な資格者、専門人材、人員を適切に配置するとともに優秀な人材を確保します。

### b 職員の研修計画

センターのより良い運営のため、職場内研修の実施や外部機関を利用する職場外研修、コロナ禍においてはオンラインによる研修も積極的に活用し、職員の能力開発を行います。

下記の研修を中心に、全職員ができるだけ多くの研修を受講できるよう努めます。

- 職員の資質向上のための研修
- サービス向上を図るための接客研修
- 専門研修（広報研修、アートマネジメント研修、舞台技術職員研修 等）
- メンタルヘルス研修、各種ハラスメント研修
- 人権・同和問題研修、障がい者支援研修

#### (4)八雲立つ風土記の丘

指定管理第3期の応募理由及び運営方針に従い、多様化するニーズに対応しながら、共創・協創による歴史文化の振興と地域密着型の活動に努めます。

管理部門においては、風土記の丘展示学習館の入館料の徴収事務のほか、利用者がいつも気持ちよく利用していただけるよう施設・設備の維持管理、除草、樹木管理などの業務を的確に行います。

学芸部門では、常設展のほか歴史文化の情報発信と調査研究の成果として開催する企画展、ミニ企画展2本、発掘速報コーナーを、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら実施します。また、全国の風土記の丘で唯一の風土記植物園を活用する植物園教室のほか、地域の方々と交流するイベントの開催や数々の普及体験事業を実施することにより風土記の丘への理解と関心を高めていきます。

#### ①指定管理事業

##### a 維持管理に関する業務

風土記の丘及びガイダンス山代の郷の施設設備の維持管理、地内に点在する史跡等（山代二子塚古墳、岩屋後古墳、出雲国府跡、大草古墳群、南新造院跡、南新造院瓦窯跡、北新造院跡、山代方墳、山代郷正倉跡、乃木二子塚古墳）の維持管理に関する業務を行います。

○除草、樹木剪定・枝打ち、ゴミ拾い、トイレの清掃や配管の凍結防止、除雪等

##### b 歴史文化の情報発信と調査研究

###### (a)魅力ある展示事業

国の重要文化財に指定された「額田部臣」の銘文入り大刀や「見返りの鹿」などの形象埴輪は全国でも特に注目され、こうした貴重な資料を展示する常設展を通年で開催するとともに、企画展、ミニ企画展、速報展を季節に応じて開催します。またガイダンス山代の郷では、ロビー展などの各種展示を通じて誘客を図ります。

事業名	開催予定日
企画展「風土記の丘周辺の埴輪」	9月22日(水)～11月23日(火)
ミニ企画展「収蔵資料展」	5月26日(水)～7月5日(月)
ミニ企画展「出土品にみる顔」	7月21日(水)～8月30日(月)
ミニ企画展「周藤国氏と風土記の丘」	12月22日(水)～R4年2月28日(月)
令和3年度速報コーナー	R4年3月26日(土)～5月9日(月)

###### (b)調査研究

収蔵資料及び借入資料をはじめ周辺遺跡に関する調査研究を行うとともに、展覧会開催に向けての調査研究を行います。

## **c 青少年等の学習及び交流の場の提供**

### **(a)交流・交歓の場事業**

こどもまつり、月の宴、国府まつり・出雲国府健康ウォーク（地域連携）、植物園教室（年3回）

### **(b)普及・体験事業**

茶臼山登山、史跡見学会、土器づくり・野焼き（こども風土記の丘教室）、風土記の丘教室、健康・歴史ウォーク（公民館連携）

### **(c)その他の事業**

館内見学者対応、ニュースレター（DeerNews）、館報「八雲立つ風土記の丘」の発行

## **d インターンシップ・職場体験事業**

地元の中学生の職場体験受け入れ、高校生の研修、広く県内外からの大学生などの学芸員実習やインターンシップの受け入れを行います。

## **e 歴史文化資料等の提供**

展示図録、発掘調査報告や出土資料に関する出版物など専門的で入手が難しい書籍を提供すると共に、あわせて歴史文化に関する図書やグッズを提供することにより、風土記の丘や古代の歴史文化により関心を高めてもらいます。

## **f 八雲立つ風土記の丘友の会**

風土記の丘の応援団的存在である友の会では、より風土記の丘を理解していただくために幅広い活動を行います。

- 文化財散歩
- 研修旅行
- 月の宴お茶席等
- 意宇六社めぐり

## **g その他**

- 「しまねミュージアム協議会」の事務局として活動します。
- 「出雲國まほろばガイドの会」と連携し、館内の案内やイベント時の体験ワークショップの運営を行います。また、文化庁の補助を活用しボランティアガイドの養成も行います。
- 「こどもまつり」開催にあたっては、「古志原ボランティアの会」など地域の協力を得て実施します。
- 植物園の草取りなどを行う「ニレの会」、地内の清掃活動を行う「少年友の会」（松江地方裁判所）、天理教、個人参加の施設維持ボランティアなど、各種ボランティア団体、個人の協力を得て、より良い環境が保てるよ

う努めます。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止につとめながら、必要に応じて事業内容の見直しに取り組みます。

## (5)「少年自然の家」施設管理運営事業

長年の運営で培ってきたノウハウを基に、利用者ならびに入所者の安全安心に配慮した管理運営を確実にを行うとともに、県教育委員会と連携した研修事業や子どもたちが参加する主催事業（自然体験学習事業）にも積極的に取り組んでいきます。

また、使用料ならびにシーツ利用料の徴収事務を適切に行うとともに建物、設備等の維持管理を行います。

### ①施設維持管理業務

- a 県有自動車（送迎用マイクロバス、ワゴン、軽トラック）の運転並びに維持管理業務
- b 施設設備の維持管理業務（空調機器、ガスボイラー、給排水・消火設備、電気設備等）
- c 環境整備業務（植栽の草刈り、剪定等）
- d 野外教育施設・設備・教具の維持管理業務（ケビン棟、炊飯場等の野外教育施設）
- e 室内活動施設の維持管理業務（体育館、創作棟）
- f 宿泊棟、管理棟等の維持管理業務
- g 給食の維持管理業務（衛生管理、アレルギーへの配慮、メニュー（食材）の公表と事前の相談対応、新鮮かつ安全な食材確保等）  
（令和2年度実績（12月末現在） 延べ1万5千食以上提供）
- h その他の維持管理業務

### ②施設運営補助業務

- 管理業務（広報・啓発、運営委員会開催、予算執行・管理）
- 施設運営補助業務（年間の事業等スケジュール決定、使用許可、受入、備品管理等）
- 施設使用料及びシーツ利用にかかる料金の収納事務 ほか

### ③主催事業運営補助業務

- 少年自然の家が主催して行う自然体験学習事業の補助

- 自然体験学習事業一覧（予定）

NO.	事業名	実施時期	参加人数等
1	利用団体指導者研修会（前期） 利用団体指導者研修会（後期）	前期 4/23（金） 後期 7/28（水）	50名 40名
2	家族ではじめよう！ キャンプ講座	① 5/15（土） ② 5/16（日）	各20名

		③ R4. 3/12 (土) ④ R4. 3/13 (日)	
3	第1回運営委員会 第2回運営委員会	① 5/21 (金) ② R4. 2/25 (金)	各 13 名
4	チャレンジ・ザ・サマー	7/10(土)～11(日)	100 名
5	ジュニア・サマーキャンプ	7/31(土)～8/5(木)	20 名
6	ミニ・キャンプ	8/21(土)～22(日)	各 12 家族
7	子ども探検隊 in 自然の家	10/16(土)～17(日)	40 名(小3・4)
8	オープンデー	10/24(日)	誰でも
9	森と海のつどい(アクアス共催)	11/6(土)～7(日)	40 名
10	かわいい子には旅をさせよう	① 11/13(土)～14(日) ② 11/20(土)～21(日)	各 32 名
11	ジュニア・ウィンターキャンプ	12/25(土)～27(月)	24 名
12	学生ボランティア養成講座	2/12(土)～13(日)	30 名(主催事業参加者(小中生))
13	ちびっこわくわくデー	原則毎月 1 回 (日)	誰でも